

平成23年度  
山陽小野田市男女共同参画審議会  
(第1回)  
配布資料



平成24年1月11日  
市民生活部協働推進課

## 次 第

1 辞令交付

2 市長挨拶

3 委員紹介

4 会長及び副会長の選任について

5 議 題

さんようおのだ男女共同参画プラン（改定版）の策定について

6 その他

## 山陽小野田市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成23年9月1日～平成25年8月31日

氏名	所属団体等
池田 容子	山口東京理科大学
石田 康正	山陽商工会議所青年部
岡田 真由美	山陽小野田市小中学校PTA連合会
岡部 つや子	山陽小野田市女性団体連絡協議会
河口 魔子	山陽小野田市教育委員会
中務 敏文	山陽小野田市ふるさとづくり協議会
林 和夫	小野田通運株式会社 (やまぐち男女共同参画推進事業者)
船林 芳子	山口県漁業協同組合
古谷 義彦	宇部人権擁護委員協議会
三井 智恵	嶋田工業株式会社 (やまぐち男女共同参画推進事業者)
水田 愛子	山陽小野田市社会福祉協議会
村田 晴美	小野田在宅介護者の会「とらいぽっど」
森田 豪	社団法人 小野田青年会議所
林 美知子	公募委員
水上 隆男	公募委員

## 平成23年度男女共同参画推進本部会議(第1回)・幹事会会議(第1回) における指摘事項とその対応について

<本部会議分>

**指摘事項** 第1章「2 プラン改定の背景」のうち、「少子高齢化が進み、社会情勢が大きく変化する中で、男女共同参画推進への更なる取組が必要になっています。」のくだりは、なぜ取組が必要なのか明確でない。

**対応** 当該箇所について必要性に関する記述を挿入し、「少子高齢化が進み、社会情勢が大きく変化する中で、家庭、職場や地域など生活のあらゆる場面において、男女がそれぞれ持てる能力を発揮し共に課題を解決することが求められており、男女共同参画推進への取組が必要になっています。」としました。

**指摘事項** 基本理念の「(4) 家庭生活等への共同参画」については、「等」の内容が分かりにくいので、県の男女共同参画基本計画にある「家庭生活と他の活動の両立支援」のように明記した方がいいのではないかと。

**対応** 当該箇所は、市男女共同参画推進条例第3条第4項を要約して現行プランに記載されているものですので、変更せずに改定版に引き継ぎます。

**指摘事項** 基本目標は、県計画では7つのところ、本市プラン改定案では5つとなっている。整合性を保たなくてもよいか。

**対応** 本市の施策の現状に対応して、基本目標を設定しています。それぞれの内容について県計画との整合性は保たれています。

**指摘事項** 県計画では、高齢化対策について、「高齢者・障害者がいきいきと暮らせる条件の整備」として、重点項目のひとつに挙げている。本市プラン改定案では、体系表の中に高齢化対策が読み取れない。

**対応** 高齢化対策については、「重点項目7 男女が自立して支え合う家庭づくり」の「施策(3) 福祉の充実と健康づくり」において記述しています。

**指摘事項** 本市は水害を経験しており、また、国計画でも防災における男女共同参画の推進が挙げられているので、本市プラン改定案では防災に関する項目を追加すべきではないかと。

**対応** 「重点項目8 男女共同参画による豊かな地域社会づくり」の中に、「(2) 防災分野における男女共同参画」を追加しました。

**指摘事項** 「プランの基本的な考え方」において、「基本目標IV 男女が働きやすい職場づくり」に対応する基本理念は「(4) 家庭生活等への共同参画」とされているが、「(2) 社会における制度又は慣行についての配慮」も対応しているのではないかと。

**対応** 基本理念のうち「(1) 男女の人権の尊重」と「(2) 社会における制度又

は慣行についての配慮」については、包括的理念であるため、基本目標Ⅳのみならず、いずれの基本目標にも対応しているということもできます。煩雑さを避けるため、主な対応関係のみを挙げています。

**指摘事項** 県計画では、項目立てから見て国際交流について言及があるのは違和感がないが、本市プラン改定案では、他の基本目標が「男女」や「共同参画」の語句を含む中、国際交流については「基本目標Ⅴ 国際交流の推進と支援」とだけあり、唐突な感じは否めない。基本目標の名称変更等、検討されたい。

**対応** 当該基本目標の名称を「国際理解を通じた男女共同参画の推進」に変更するとともに、国際規範・基準の浸透についての記述を詳しくし、男女共同参画促進における国際理解・国際交流の意義を明確にしました。

**指摘事項** 「重点項目9 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備」の「施策(5) 農林水産業・商工業等自営業における労働環境の整備」の名称の中に建設業も明記されたい。

**対応** 建設業については、「商工業等自営業」という表現に包含されています。

**指摘事項** 県計画は「きらめき山口ハーモニープラン」という副題がついているが、本市プラン改定案に副題を付ける考えはないか。

**対応** 現プランに副題はありませんので、改訂版にも付ける予定はありません。

**指摘事項** 県計画では最重点項目が4つ挙げられているが、本市プラン改定案では何に力点を置くのか検討したか。

**対応** 「プラン改定の趣旨」で触れているように、ポジティブ・アクション（実効性のある積極的改善措置）の実施とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に力点を置いています。

**指摘事項** 「重点項目4 互いの性の理解と尊重」の「施策(1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識の浸透」について、「性と生殖に関する」という表現は生々しくて抵抗を感じる。

**対応** 同表現は、国計画・県計画にもあるように、リプロダクティブ・ヘルス／ライツという用語に対応する訳語として定着しているものです。

#### <幹事会会議分>

**指摘事項** 新しく話題になっているデートDVについて、何らかの記述があるべきではないか。

**対応** 「重点項目5 男女間における暴力の根絶」の「施策(2) ドメスティック・バイオレンス対策の推進」に包含しています。施策については、担当課が「具体的取組」の項で挙げるものとします。

# 男女共同参画プラン改訂版(素案)について

委員名

--

御意見

--

**FAX:市役所代表83-2604**

※メールで御提出の場合、書式は問いません。協働推進課共通ユーザ宛  
( kyodo@city.sanyo-onoda.lg.jp )に送信ください。



山協第B2509-7号

平成24年(2012年)1月11日

山陽小野田市男女共同参画審議会

会長 様

山陽小野田市長 白井博文

さんようおのだ男女共同参画プラン(改定版)について(諮問)

このことについて、別添のとおり策定したいので、山陽小野田市男女共同参画推進条例(平成17年条例第33号)第9条第2項の規定により、貴会の意見を求めます。

市民生活部協働推進課

担当：岩崎・安重

## 第1章 プランの改定にあたって

### 1. プラン改定の趣旨

本市においては、平成17年に「山陽小野田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念と基本的施策を定めるとともに、平成19年3月には「さんようおのだ男女共同参画プラン」を策定し、時代に即応した男女共同参画の推進に係る具体的な施策について、その推進に努めてまいりました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担やこれを反映した慣行は、社会のあらゆる分野に根強く残り、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの問題が顕在化するなど、男女共同参画社会の実現を阻害する要因は、今日も数多く存在しています。また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化から生じる様々な課題など、男女共同参画を取り巻く環境等は、大きく変化しています。

このような状況の中、本市の男女共同参画の推進について、これまでの取組を継承しながら実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの新しい動きにも弾力的に対応するため、「さんようおのだ男女共同参画プラン(改定版)」を策定し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施することとしました。

### 2. プラン改定の背景

#### (1) 少子高齢化の進展と社会情勢の変化

本市においては、昭和60年をピークとして、人口減少が続いています。その主な要因としては、出生率の低下や高齢化の進展により、死亡数が出生数を上回っていること（自然減）や、就職、進学などによる市外への人口流出（社会減）などがあげられます。

人口の推移

単位：人

昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
68,312	70,133	69,481	68,745	67,429	66,261	64,550

人口動態（平成21年）

単位：人

出生数	死亡数	転入	転出
490	721	2,141	2,327

また、本市の高齢化率（65歳以上の高齢者の総人口に占める割合）は、平成22年で27.2%となっており、全国の23.0%を上回って高齢化が進展しています。

さらに、長引く景気の低迷に加え、平成20年の金融危機の影響により、雇用環境は急速に悪化しており、長時間労働、賃金格差、非正規雇用などの課題解決の取組が求められています。

このように、少子高齢化が進み、社会情勢が大きく変化する中で、家庭、職場や地域など生活のあらゆる場面において、男女がそれぞれ持てる能力を發揮し共に課題を解決することが求められており、男女共同参画推進への更なる取組が必要になってきています。

## （2）国・県の動き

国は、平成22年12月に男女共同参画社会基本法に基づく「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。この計画は、「少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠である」とし、我が国における男女共同参画の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして策定されました。

県においても、このような国の動きや、社会情勢の変化に弾力的に対応できるよう、平成23年3月に山口県男女共同参画基本計画（きらめき山口ハーモニープラン）の改定が行われました。

本プランの改定（さんようおのだ男女共同参画プラン（改定版））にあたっては、社会情勢の変化、国・県の計画の改定等、さらにはこれまでの取組や市民アンケート調査の結果を踏まえて必要な見直しを行いました。

## 第2章 プランの基本的な考え方

### 1. 基本理念

第一次山陽小野田市総合計画に掲げられている将来都市像「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住みよさ創造都市」に向け、「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に掲げる6つの基本理念の下、市民一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

#### 6つの基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活等への共同参画
- (5) 生殖に関する意思の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の取組の理解

### 2. プランの構成

「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に掲げる6つの基本理念に基づき、次の5つの基本目標を定めました。

#### ◆基本目標

- I 男女の人権の尊重と意識の改革 …基本理念(1)・(2)・(5)
- II 施策等の立案及び決定への共同参画の推進…基本理念(3)
- III 家庭、地域における男女共同参画の推進…基本理念(4)
- IV 男女が働きやすい職場づくり…基本理念(4)
- V 国際理解を通じた男女共同参画の推進…基本理念(6)

さらに、本市の実情や国・県の計画改定の考え方を踏まえ、重点項目・施策を設定しました。

#### ◆国の第3次基本計画において改めて強調されている視点

- ①女性の活躍による経済社会の活性化
- ②男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤地域における身近な男女共同参画の推進

## ◆山口県男女共同参画基本計画(第2次改訂版)

- ①男性、子どもにとっての男女共同参画の推進(新たな重点項目)
- ②貧困など生活上の困難に直面する男女への支援(新たな重点項目)
- ③「家庭、地域、職場における両立支援」→「仕事と生活の調和の推進」  
(重点項目の名称変更)

## ◆重点項目・施策

★は新規

### 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重と意識の改革…基本理念(1)・(2)・(5)

- 重点項目1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進
- 重点項目2 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
- 重点項目3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進 ★
- 重点項目4 男女互いの性の理解と尊重
- 重点項目5 男女間における暴力の根絶

### 基本目標Ⅱ 施策等の立案及び決定への共同参画の推進 ★…基本理念(3)

- 重点項目6 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ★

### 基本目標Ⅲ 家庭、地域における男女共同参画の推進 ★…基本理念(4)

- 重点項目7 男女が自立して支え合う家庭づくり ★
- 重点項目8 男女共同参画による豊かな地域社会づくり ★

### 基本目標Ⅳ 男女が働きやすい職場づくり…基本理念(4)

- 重点項目9 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備

### 基本目標Ⅴ 国際理解を通じた男女共同参画の推進 ★…基本理念(6)

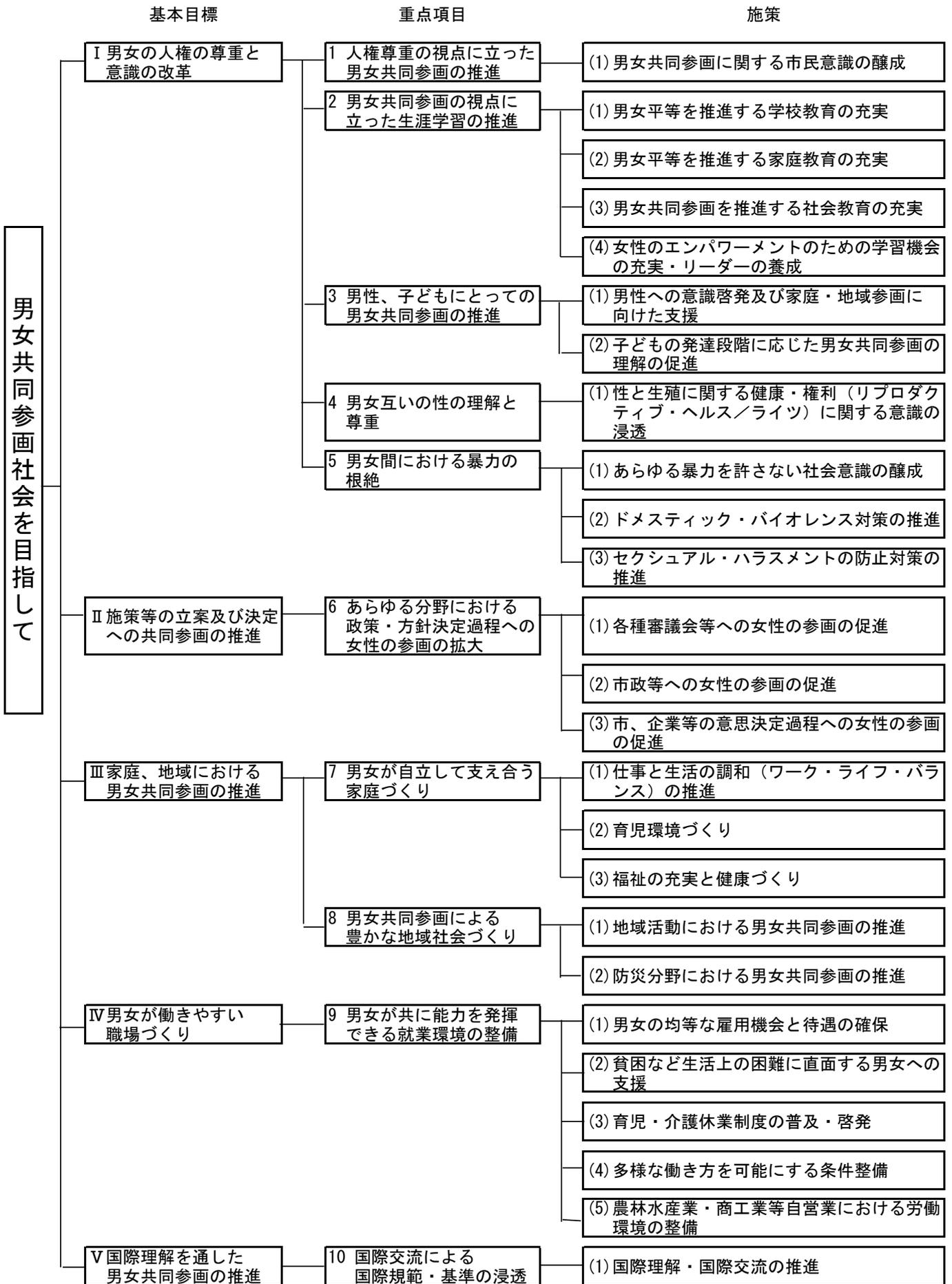
- 重点項目10 国際交流による国際規範・基準の浸透 ★

## 3. プランの期間

本プランの期間は、平成24年(2012年)度から平成28年(2016年)度までの5年間とします。

ただし、国内外の動向や社会情勢の変化を考慮して、期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

# さんようおのだ男女共同参画プラン(改定版) 体系表



## 第3章 プランの内容

### 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重と意識の改革

山陽小野田市男女共同参画推進条例では、その基本理念の最初で、男女の「人権の尊重」を掲げています。

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが性別だけにとられるのではなく、お互いを一人の人間として認め合い、尊重するとともに、社会制度や慣行などが男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くよう、これらを必要に応じて見直し、解決していく意識をもつことが大切です。

これは、男女共同参画の推進にあたっての基本となるものですので、あらゆる場面で、市民の意識醸成、とりわけ教育・学習を通じた普及啓発を図っていきます。

今回の改定では男女共同参画の裾野を広げるよう、男性や次代を担う子ども・若者世代への取組を進めます。

また、近年、大きな社会問題となっているドメスティック・バイオレンス(※1)などの女性に対する暴力を根絶するためにも、あらゆる場面において、人権尊重の意識をより浸透させる取組が必要です。

重点項目1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進

重点項目2 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

重点項目3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

重点項目4 男女互いの性の理解と尊重

重点項目5 男女間における暴力の根絶

---

(※1)ドメスティック・バイオレンス：配偶者やパートナーなど親密な関係にある(あるいはあった)者からの暴力をいう。身体に対する暴力だけでなく、暴言や著しく粗暴で恐怖心をいだかせる行為など、精神的な暴力もこれにあたります。

## 重点項目1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進

### 施策(1) 男女共同参画に関する市民意識の醸成

#### 《現状と課題》

男女共同参画社会の実現の障害となっているものの一つに、人々の意識の中で長い時間をかけて形作られてきた、固定的性別役割分担意識(女はこうでないといけないなど)があります。

本市が平成22年に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」では、「各分野における男女の地位の平等感」について、学校教育の場では6割以上が男女平等と答えるなど平等感の醸成が比較的進んでいますが、社会通念・慣習、政治経済活動などでは不平等感が強く、男性が優遇されているという意識が高くなっています。

山陽小野田市男女共同参画推進条例では、その基本理念の中で、「男女が性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること」(第3条第1号)と規定しています。

男女共同参画の推進にあたっては、この理念に対する理解を深めることを基本にして取組を進める必要があります。

#### 《方向性》

男女共同参画に関する市民意識の把握を通して、人権尊重の基本理念の徹底を図り、これを各種施策へ反映するとともに、あらゆる機会・媒体を活用して、積極的な啓発・広報活動に努めます。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>「男女共同参画に関する意識調査」の実施</b> ・第1次プラン策定(平成17年)及び改定時(平成22年) ・講演会、学習会等の参加者に対するアンケート等の実施	男女共同参画担当	継続
<b>出前講座による啓発</b>	男女共同参画担当	充実
<b>意識啓発のための講演会の開催等</b> ・男女共同参画講演会の開催 ・「女性の日(10月1日)」記念事業の開催 ・「女と男の一行詩」鑑賞会の開催	男女共同参画担当	継続
<b>市広報等による啓発</b> (再掲 I-3-(1)) ・「女と男の一行詩」冊子掲載作品の中から男女共同参画のキーワードになる作品を市広報及びポスターに掲載	男女共同参画担当	継続
<b>ホームページ等を活用した啓発活動の展開</b> (再掲 I-3-(1)) ・市ホームページに男女共同参画に関する情報を掲載	男女共同参画担当	充実
<b>「女と男の一行詩」の公募・発行</b>	男女共同参画担当	継続

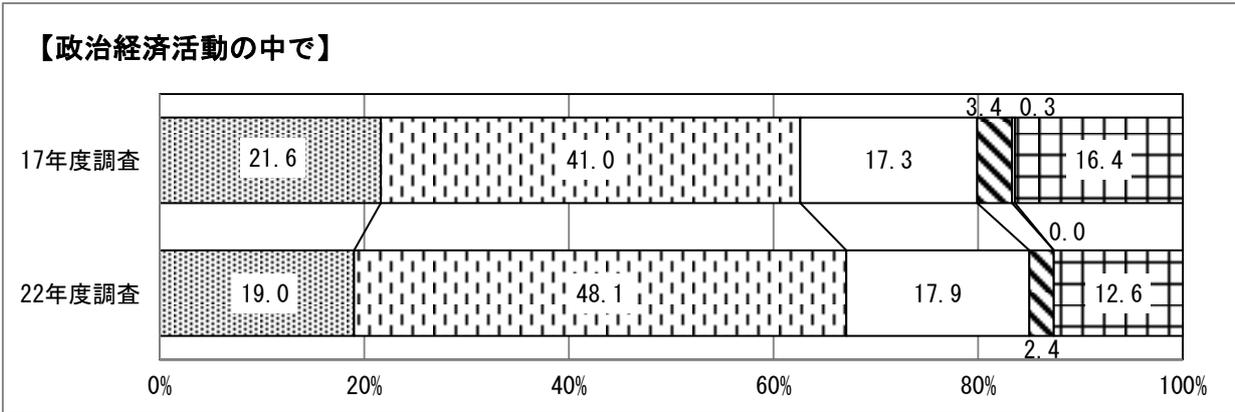
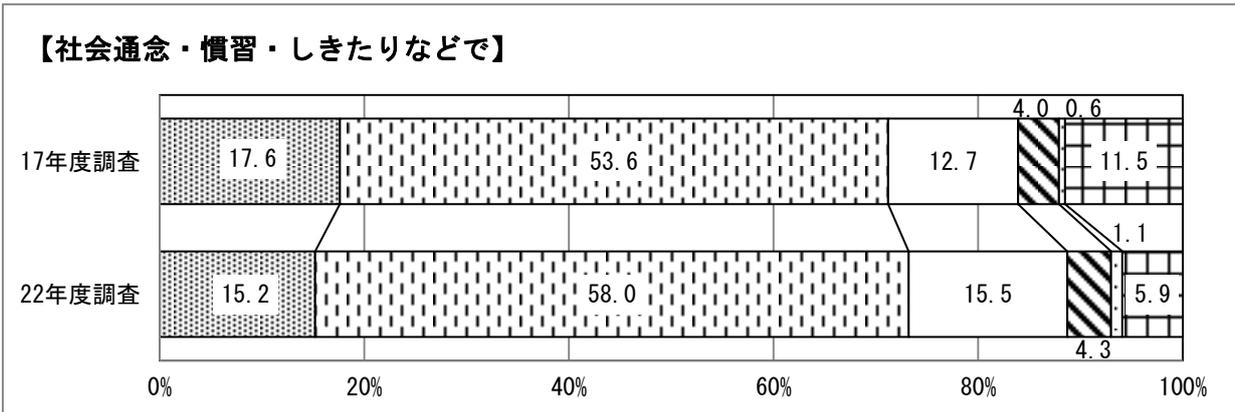
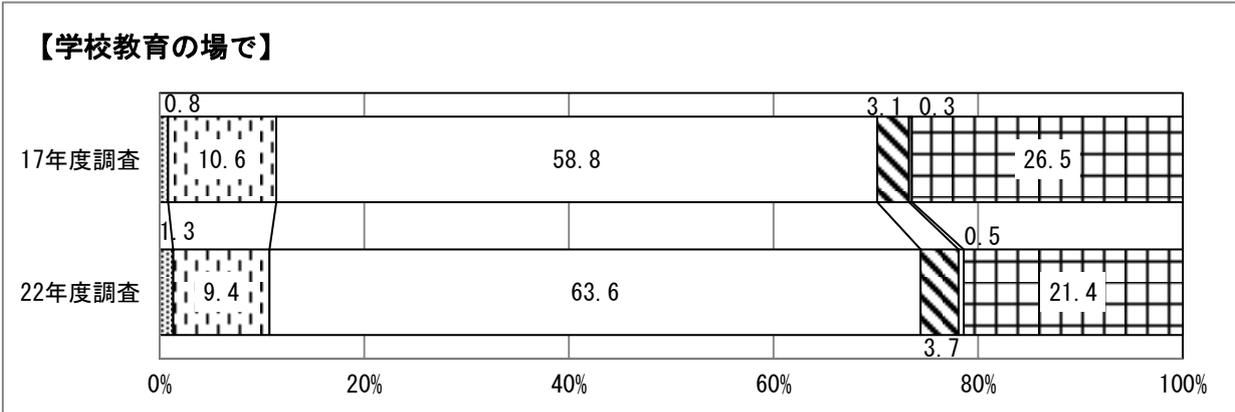
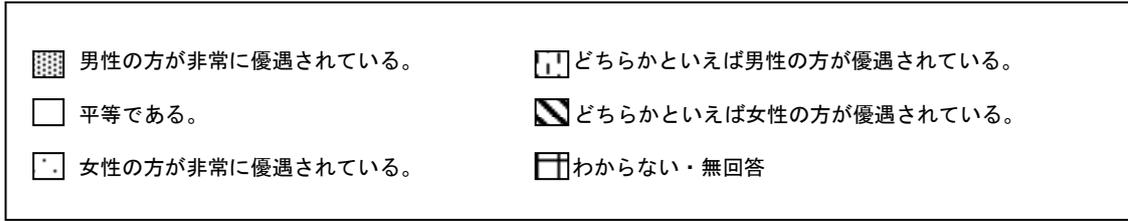
内 容	担当部署	今後の取組
<b>男女共同参画に関する情報収集・提供</b> <b>(再掲 I-3-(1))</b> ・国・県・他市町からの情報誌、小冊子等による情報収集・提供	男女共同参画担当	継続

- 継続して効果が認められるもの⇒継続
- 現状で効果が薄く取組の強化が必要なもの⇒強化
- 現状で効果が認められるがさらに充実の必要なもの⇒充実
- 廃止された事業・制度、効果・必要性が認められないもの⇒廃止

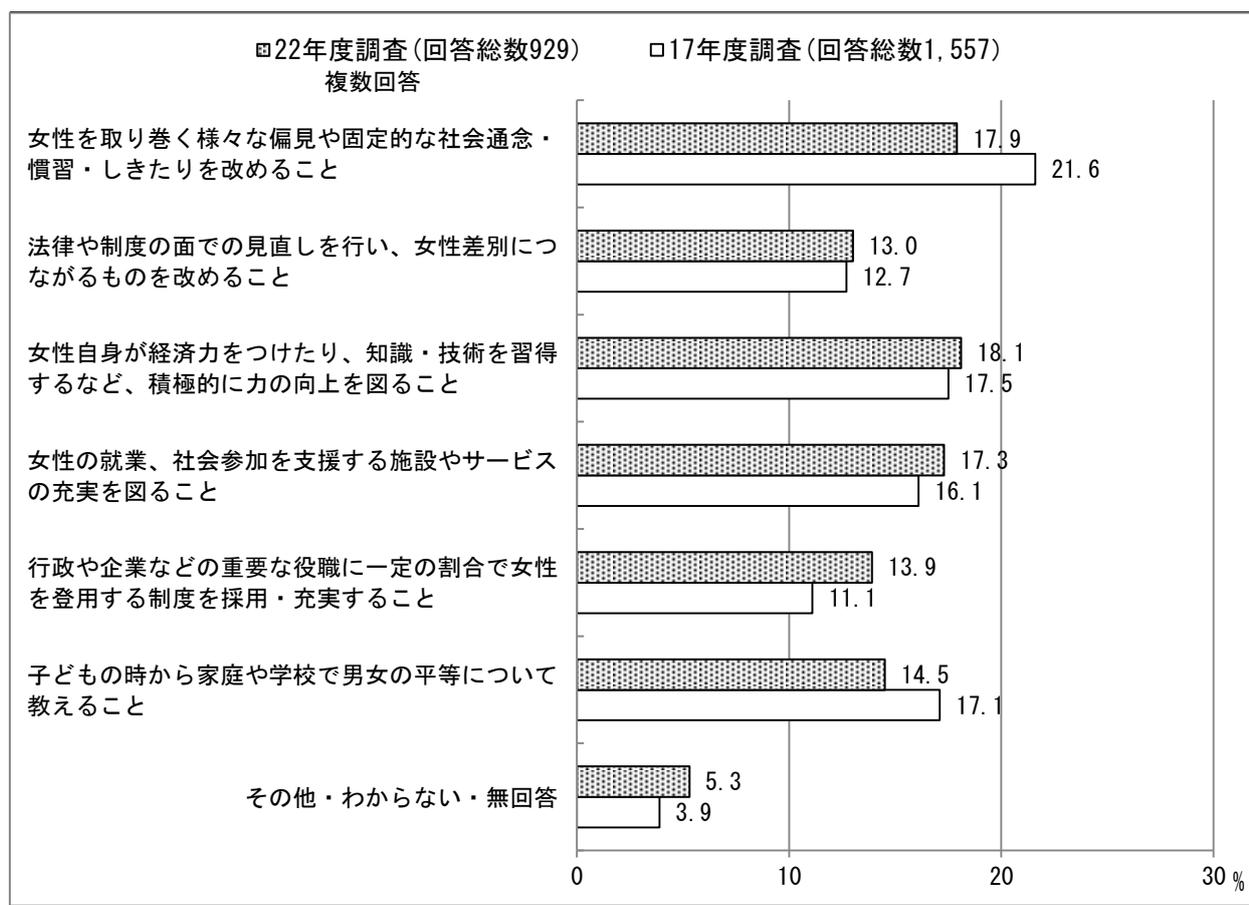
《新たな取組》

内 容	担当部署
<b>「女性の日」の普及啓発</b> ・毎年10月1日を女性の日と定め、記念事業を開催し普及啓発に努める	男女共同参画担当

**アンケート調査 各分野における男女の地位の平等感（山陽小野田市）**



**アンケート調査** 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと（山陽小野田市）



## 重点項目 2 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

### 施策(1) 男女平等を推進する学校教育の充実

#### 《現状と課題》

学校教育の場では、男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合が6割を超えています。

しかし、学校教育の場は、子どもたちのものの見方や考え方などを形作っていく重要な役割を担っているため、学校運営のあり方や授業方法などが男女の平等意識に大きな影響を与えることを認識し、男女平等や人権尊重の視点にたった教育をさらに進めていく必要があります。

#### 《方向性》

学習指導、進路指導、学校生活全般において男女平等教育の推進を図り、男女平等の意識に立った人間形成を目指します。特に、人権に関する教育、性教育、道徳教育など、「生きる力」を育む教育を通して男女平等意識の浸透を図ります。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>学習指導の充実（再掲 I-3-(2)）</b> ・教科指導の充実と年間指導計画の明確化 ・道徳、学級活動における特設・参観授業の実施 ・人権教育啓発に係る作品募集（標語、詩、ポスター）	学校教育担当	継続
<b>地域に根ざした学校づくりの推進・学校評議委員会の実施</b> ・学校便り等各種通信の地域への発行 ・地域人材活用事業「心ときめき教室」の開催 ・学習支援ボランティアの募集と学習支援活動の推進 ・学校関係者評価及び第三者評価の導入と公表の在り方についての検討	学校教育担当	継続
<b>保護者に対する男女平等の意識啓発</b> ・人権教育を題材とした授業参観及び研修会の開催及び学校通信による啓発	学校教育担当	継続
<b>教職員への意識啓発・研修の充実</b> ・校内研修会の実施 ・人権教育推進講座への教職員の参加促進 ・県教育委員会開催の協議	学校教育担当	継続

#### 《新たな取組》

内 容	担当部署

## 施策(2) 男女平等を推進する家庭教育の充実

### 《現状と課題》

男女平等についての意識は、生まれた時からの育てられ方や受けてきた教育、本人を取り巻く環境などが大きく関わっています。

特に、家庭においては、親の考え方が子どもに大きな影響を与えます。このため、男女平等意識に根ざした教育がされるよう、家庭教育のための学習機会の提供が必要です。

家族のふれあいや親子の共同体験ができる環境づくりを進めながら、子どもの発達に応じた心の教育を充実させること、また、男女が共に協力し支えあって子育てをすることの大切さを理解してもらうためにも、父親の家庭教育への参加を促す学習情報の提供や学習機会の充実を図ることが必要です。

### 《方向性》

人権尊重に基づいた男女平等観の形成を推進する家庭教育のための学習機会の提供及び啓発を行います。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
公民館講座の開催 (再掲 I-3-(1)) ・家庭教育や男性料理教室等男女平等を推進する内容の講座の開催	社会教育担当	継続

### 《新たな取組》

内 容	担当部署

### 施策(3) 男女共同参画を推進する社会教育の充実

#### 《現状と課題》

男女共同参画の実現のためには、次代を担う子どもたちの教育と合わせて、すでに社会で活躍している多くの人々の認識を、様々な学習の場などを通して、より深めていくことが重要です。

このため、地域、職場などにおいて、男女平等に向けた意識定着を図るとともに、男女が共に社会の対等な構成員として参画できるよう、男女共同参画に関する学習情報や学習機会の提供を図る必要があります。

#### 《方向性》

市民が参加しやすい行事の開催や、各種講座などでの啓発にさらに進めることで、生涯学習の一環としての男女共同参画学習環境の整備・充実を図ります。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
人権を考える集いの開催 ・講演会、講座の開催	社会教育担当	継続
公民館講座及び地域行事の開催 ・公民館の講座や地域での行事を通じた男女共同参画の推進	社会教育担当	継続
学校施設の地域開放 ・男女を問わず、日常のスポーツ活動を通じた交流の場を広く提供するため、学校の体育館、運動場を市民に開放	教育総務担当	継続
体育施設の充実 ・市民を対象に日常生活におけるスポーツ活動を活発にするため運動する場の提供	体育振興担当	継続
情報提供の充実 ・市広報、生涯学習情報誌等による学習機会の情報提供 ・市広報 随時 情報誌年1回	社会教育担当 体育振興担当	継続

#### 《新たな取組》

内 容	担当部署
人権を考える集いの開催 ( )	人権推進担当

## 施策(4) 女性のエンパワメント(※2)のための学習機会の充実・リーダーの養成

### 《現状と課題》

近年、多くの女性が社会に進出し、様々な分野において活躍しており、これからは今以上に幅広い活動が期待されています。このため、女性が新しい社会づくりの「主体者」として、責任をもって、その個性や能力を発揮できるよう、女性に対する学習機会の充実や社会参画の促進を図ることが必要です。

### 《方向性》

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画するため、女性自身のエンパワメントを支援する学習機会の充実を図り、女性が主体的に活動している地域団体間の交流や情報提供を促進します。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>女性のエンパワメントのための学習機会や情報の提供</b> ・女性の能力開発や人材育成を目的とした講座等の学習機会などの情報の提供	男女共同参画担当 社会教育担当	継続
<b>女性団体に対する支援</b> ・女性団体の育成、自主的活動及び団体間の交流活動を支援	男女共同参画担当 社会教育担当	継続
<b>組織づくりに対する支援</b> ・女性リーダーの養成や組織づくりに対する支援	社会教育担当	継続

### 《新たな取組》

内 容	担当部署

(※2)エンパワメント：自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、物事を決定する場の発言力など、一人ひとりが力をつけること。第4回世界女性会議におけるキーワードの一つ。

## 重点項目 3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

### 施策(1) 男性への意識啓発及び家庭・地域参画に向けた支援

#### 《現状と課題》

人々の意識の中で長い時間をかけて形成された固定的性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつありますが、いまだに根強く残っています。

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を形成することは、男性にとっても重要な事柄ですので、男性がより暮らしやすい社会となるということについて理解を深める必要があります。

#### 《方向性》

男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性にとっての男女共同参画の意義に関する広報啓発活動を推進します。

また、男性の家庭や地域への参画に向けた環境づくりの促進を図ります。

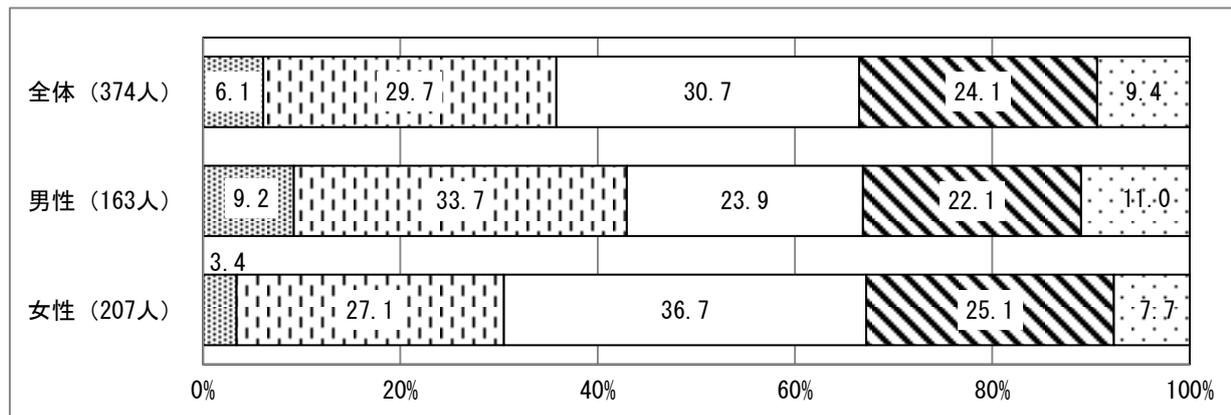
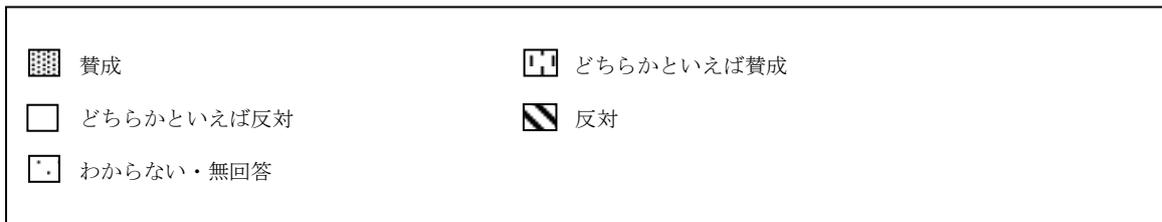
#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>男女共同参画に関する広報啓発活動</b> <b>(再掲 I -1-(1))</b> ・市広報紙、市ホームページによる啓発 ・男女共同参画に関する情報収集・提供	男女共同参画担当	充実
<b>公民館講座の開催</b> <b>(再掲 I -2-(2))</b> ・家庭教育や男性料理教室等男女平等を推進する内容の講座を開催	社会教育担当	継続
<b>男性の家事・育児・介護等への参画促進</b> <b>(再掲Ⅲ-7-(1)、Ⅳ-9-(3))</b>		
・特定事業主行動計画の見直し ・男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備	人事担当	継続
・男性の家事・育児・介護等への参画啓発	人事担当 児童福祉担当 商工労働担当	継続
・次世代育成支援対策の着実な推進	児童福祉担当	継続

#### 《新たな取組》

内 容	担当部署

**アンケート調査 「男は仕事、女は家庭」という考え方について（山陽小野田市）**



## 施策(2) 子どもの発達段階に応じた男女共同参画の理解の促進

### 《現状と課題》

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、個性と能力を発揮できる社会を目指す視点から、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要です。また、安全で安心して暮らせる環境の確保や健やかな成長に向けた支援が必要となっています。

### 《方向性》

子どもの頃から男女共同参画を促進するため、幼児期から発達段階に応じて人への愛情、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力、家庭生活の大切さなどに関する教育を推進するとともに、自ら健康管理できるよう、学校や地域における健康教育や性教育の充実を図ります。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>学習指導の充実（再掲 I-2-(1)）</b> ・教科指導の充実と年間指導計画の明確化 ・道徳、学級活動における特設・参観授業の実施 ・人権教育啓発に係る作品募集（標語、詩、ポスター）	学校教育担当	継続
<b>男女間における暴力の根絶・相談体制の充実（再掲 I-5-(1)）</b> ・小・中学校生徒指導担当者会議の実施 ・各校への教育相談室の整備・拡充 ・スクールカウンセラーの配置	学校教育担当	継続

### 《新たな取組》

内 容	担当部署
<b>保育園・幼稚園と連携した幼児期からの教育の充実</b> ( )	児童福祉担当
<b>子どもの安全確保と健全育成</b> ( )	児童福祉担当 青少年健全育成担当 母子保健担当

## 重点項目 4 男女互いの性の理解と尊重

### 施策(1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）（※3）に関する意識の浸透

#### 《現状と課題》

男女がそれぞれ異なる身体的特質を十分に理解し合った上で、一人ひとりの人権を尊重し認め合いながら、相手に対する思いやりをもって生きていくことこそが、男女共同参画社会の実現のための前提といえます。

女性は、その身体に妊娠や出産のためのしくみが備わっているため、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。思春期、妊娠・出産・育児期、更年期、高齢期など、生涯を通して健康に関する自己管理ができるよう、健康支援の取組も必要になってきます。

#### 《方向性》

女性が生涯を通して、自らの健康について自由に選択し、意思決定できるよう、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識啓発や学習機会の充実に努めます。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
「性と生殖に関する健康・権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識啓発（再掲 I-3-(2)）		
・「性と生殖に関する健康・権利」に関する意識啓発	男女共同参画担当	継続
・新生児訪問に併せて家族計画指導を実施	母子保健担当	継続
・性に関する相談の実施	保健担当	継続
・学校、家庭における性に関する学習機会の拡大	学校教育担当	継続

#### 《新たな取組》

内 容	担当部署

（※3）リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権（いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足していく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど）を保障する考え方。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける概念。

## 重点項目 5 男女間における暴力の根絶

### 施策(1) あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

#### 《現状と課題》

男女間における暴力は、それ自体が身体・精神を問わず重大な人権侵害であり、近年深刻な社会問題となっています。特に女性に対する暴力は、男女共同参画の推進を阻害する大きな要因の一つです。

このような中、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV(※4)防止法)が制定され、配偶者からの暴力が被害者の人権を侵害する犯罪であることが明らかにされました。

個人の人権を侵害する暴力行為は、どのような場合であっても、決して許されるものではありません。様々な場で人権意識の浸透を図るとともに、法制度の周知などの啓発活動を通して、決して「暴力を許さない」という社会的認識を高めることが重要です。

#### 《方向性》

配偶者など男女間の暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を浸透させ、あらゆる暴力を許さない社会風土を醸成するために、啓発活動や相談体制の充実を図ります。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>暴力を許さない意識醸成のための啓発</b>		
・市広報等によるDVに関する法制度の周知	男女共同参画担当	継続
・要保護児童対策地域協議会「子育て支援ネットワーク協議会」を中心とした児童虐待や発達障害児対策等の充実	児童福祉担当	継続
<b>相談体制の充実 (再掲 I-3-(2))</b>		
・職員による一般相談 ・相談窓口のネットワーク化 ・人権擁護委員による相談	男女共同参画担当	継続
・弁護士、司法書士による法律相談	市民相談担当	継続
・家庭児童相談業務との連携	児童福祉担当	継続
・電話及び来所による相談	保健担当	継続
・小・中学校生徒指導担当者会議の実施 ・各校への教育相談室の整備・拡充 ・スクールカウンセラーの配置	学校教育担当	継続

(※4)DV(ドメスティック・バイオレンス)(再掲): 配偶者やパートナーなど親密な関係にある(あるいはあった)者からの暴力をいう。身体に対する暴力だけでなく、暴言や著しく粗暴で恐怖心をいだかせる行為など、精神的な暴力もこれにあたります。

《新たな取組》

内 容	担当部署

## 施策(2) ドメスティック・バイオレンス対策の推進

### 《現状と課題》

ドメスティック・バイオレンス(DV)に対しては、関係機関との連携協力の下、相談、保護、自立支援など様々な取組を行っています。

今後も、啓発活動や相談体制の充実を図るとともに、県、関係機関との連携をさらに強化することが必要です。

### 《方向性》

男女間の暴力を根絶するため、「DV防止法」や「配偶者暴力相談支援センター」などの相談窓口の周知を図ります。また、被害者の保護及び自立支援のため、県、関係機関との連携強化に努めます。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>配偶者・パートナーからの暴力対策の推進</b> ・職員によるDV相談 ・被害者の適切かつ迅速な保護 ・県や庁内課と連携した支援のための情報提供	男女共同参画担当	継続

### 《新たな取組》

内 容	担当部署

### ● 山口県男女共同参画相談センターの相談状況

(単位: 件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談件数総数	3,340	6,517	3,972	2,335	3,352
うち DV	354	308	344	360	420

(山口県資料)

### 施策(3) セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進

#### 《現状と課題》

平成11年4月に改正された男女雇用機会均等法においては、女性に対するセクシュアル・ハラスメント(※5)を防止するための事業主の配慮が義務づけられました。セクシュアル・ハラスメントの被害は、男女いずれにも起こる可能性があることから、平成18年6月の改正では、男女双方に対するセクシュアル・ハラスメント対策の強化が盛り込まれましたが、依然女性の被害者が多数を占めているのが現状です。

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった個人の尊厳を不当に傷つけ、働く男女の職場環境を悪化させ、それが原因となって個人の能力が十分発揮できなくなるだけでなく、事業主にとっても円滑な業務を妨げ、社会的評価に影響を与えるなどの問題にもなります。

また、これは職場だけではなく、学校生活や社会生活においても起こりうるものとして、常に敏感な視点で考えていくことが求められています。

#### 《方向性》

職場や学校、地域など社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のため、情報提供や啓発活動の充実に努めます。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進</b>		
・セクシュアル・ハラスメント防止の啓発と相談体制の整備	男女共同参画担当	継続
・市職員に対する啓発	人事担当	継続
・企業等に関する情報提供・啓発	商工労働担当	継続

#### 《新たな取組》

内 容	担当部署

#### ● 山口労働局雇用均等室のセクハラ相談実績

年 度	H16	H17	H18	H19	H20
件 数	119	169	360	242	185

(平成21年版 山口県男女共同参画白書)

(※5)セクシュアル・ハラスメント： 広義では、「他の者を不快にさせるような性的な言動」を指す。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされている。

## 基本目標Ⅱ 施策等の立案及び決定への共同参画の推進

男女共同参画の「参画」という言葉は、単なる「参加」にとどまらず、社会のあらゆる意思決定の場において、主体的に、立案の段階から関わっていくことを意味しています。

特に、男女が施策などの立案や決定の過程に共に参画することは、男女共同参画社会を実現する上で極めて重要ですが、こうした意思決定過程への女性の参画はまだまだ十分とはいえません。

このため、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(※6)を取り入れながら、行政はもとより、関係機関、団体、企業などへも働きかけ、男女が共に個性や能力を十分に発揮できるよう、平等にチャンスが与えられる環境づくりを促進します。

### 重点項目 6 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

---

(※6)積極的改善措置(ポジティブ・アクション): 男女間の参画の機会の格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

## 重点項目 6 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 施策(1) 各種審議会等への女性の参画の促進

#### 《現状と課題》

近年、政治・経済、行政、地域活動など、様々な分野で活躍する女性が増えています。その一方で、特に政策・方針の決定過程への女性参画は極めて低調で、大きな課題となっているのが現状です。

アンケート調査における「審議会等行政への女性の参画」についても、同じ社会の構成員として同等に参画すべきとの意見が大多数を占めています。

市の各種審議会への女性委員の登用率は、平成23年(2011年)4月現在、26.4%となっています。

今後、あらゆる分野で男女が能力を発揮できるよう、人材の発掘・育成や適切な情報の提供とあわせて、平等にチャンスを与えるという視点からも各種審議会などへの女性の参画を一層推進し、できるだけ幅広い世代、分野から女性を登用するためにも、公募制の拡大などの取組を強化する必要があります。

#### 《方向性》

市の審議会等委員における女性委員の割合を30%以上に増やすことを目標として女性委員の積極的な登用を図ります。

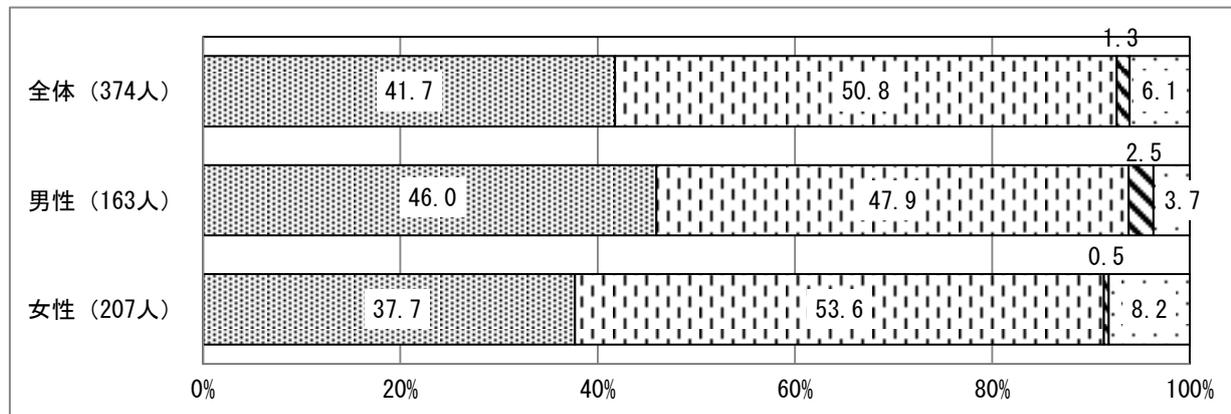
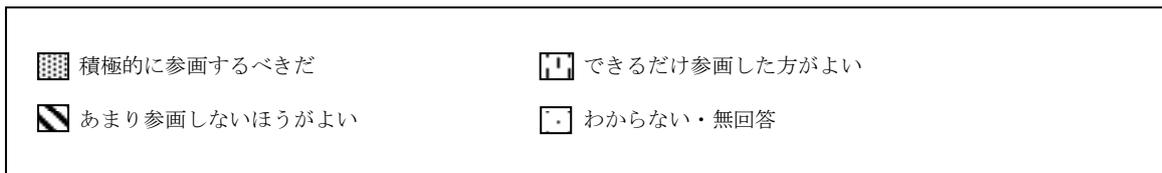
#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
女性委員の参画状況の定期的な調査による目標の早期達成		
・各種審議会等への女性委員登用の指導	人事担当	継続
・女性委員の積極的な登用及び公募枠の拡大	関係各担当	強化

#### 《新たな取組》

内 容	担当部署

**アンケート調査** 審議会等への女性の参画について（山陽小野田市）



## 施策(2) 市政等への女性の参画の促進

### 《現状と課題》

まちづくりの基本理念である「市民参加による市民本位」に重点をおき、「市民との対話の日」や「市政説明会」、「市民意見公募(パブリックコメント)制度」などにより、市政への関心を高め、その参画を促進しています。

調和のとれた住みよいまちづくりを推進するためには、男女を問わず、すべての市民が市政に関心を持ち、自らの考えや意見を述べ、政策や施策の方針を決定する場に参画することが重要です。

### 《方向性》

女性の市政への自主的な参画を促進するとともに、女性が政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう環境の整備に努めます。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>市政への参加の促進</b>		
・「市民との対話の日」、「まちづくり市民会議」の開催及び「提言箱」の設置等を通して市政への参加の機会の提供	広聴担当	継続
・市民意見公募(パブリックコメント)制度の活用による市政への参画機会の提供	行革担当	継続

### 《新たな取組》

内 容	担当部署

### 施策(3) 市、企業等の意思決定過程への女性の参画の促進

#### 《現状と課題》

働く場では、男女雇用機会均等法の改正などによって、制度上の男女平等は着実に進んでいますが、固定的性別役割分担意識から、管理職の大半を男性が占めているなどの格差が多く残っています。

市においては、平成22年(2010年)4月現在の市職員に占める女性職員の割合は、37.1%で、係長以上の役職者に占める女性職員の割合は、22.3%となっています。

このため、女性職員の意見をあらゆる行政分野に反映できるよう、平等取扱の原則と能力主義を踏まえつつ、女性職員の登用、職域拡大に取り組むことが必要です。

#### 《方向性》

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(※7)を取り入れ、特に市においては、女性の登用を積極的に進めるとともに、企業などの民間部門に対しても、女性の登用促進に向けた協力要請などの取組を進めます。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
多様な研修による女性職員の能力開発の推進 ・男女の別に捉われない研修機会の平等な提供	人事担当	継続
女性職員の職域拡大を図り、職務を幅広く経験できる人事配置の展開 ・役職への登用、女性職員未配置分野への女性職員の配置	人事担当	継続
企業や民間団体における女性参画の要請 ・企業、民間団体等への女性の登用促進の啓発及び協力要請	男女共同参画担当 商工労働担当 関係各担当	継続

#### 《新たな取組》

内 容	担当部署

(※7)積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(再掲): 男女間の参画の機会の格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

## 基本目標Ⅲ 家庭、地域における男女共同参画の推進

近年、私たちを取り巻く社会情勢の急激な変化の中で、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい状況に直面しています。

男女が共に健康で豊かな生活を送るとともに、社会のあらゆる分野で活躍するためには、仕事と生活の調和を図ることが大切です。家庭生活の場では、ともすれば女性の役割と決めつけられがちな家事や育児、介護などでも、男性・女性が共に責任を担い、協力し合うことが必要であると同時に、そのための社会的な支援も重要になってきます。

このため、市民の多様なライフスタイルに応じた育児環境や福祉サービスの充実、健康づくりのための支援などを進めていきます。

また、充実した心豊かな生活を送るためには家庭生活だけでなく、これを取り巻く地域や社会との関わりが重要です。男女が共に仕事と家庭生活、地域生活等を両立することができるよう、普及啓発や地域活動への参加促進に向けた支援などの取組を推進する必要があります。

重点項目 7 男女が自立して支え合う家庭づくり

重点項目 8 男女共同参画による豊かな地域社会づくり

## 重点項目 7 男女が自立して支え合う家庭づくり

### 施策(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

#### 《現状と課題》

仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするとともに、育児・介護も含め家族が安心して暮らしていく上で重要なものです。

このため、社会的気運の醸成、多様な働き方を可能にする職場環境の整備、子育てや介護等に関する支援策の充実などが求められます。

#### 《方向性》

子育て、介護等の施策と連携を図りながら、事業者、労働者、国、県などと連携して、仕事と生活の調和の普及を図ります。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>育児・介護休業制度の普及、啓発</b>		
<b>男性の家事・育児・介護等への参画促進 (再掲 I-3-(1)、IV-9-(3))</b>		
・特定事業主行動計画の見直し ・男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備	人事担当	継続
・男性の家事・育児・介護等への参画啓発	人事担当 児童福祉担当 商工労働担当	継続
・次世代育成支援対策の着実な推進	児童福祉担当	継続
<b>多様な働き方を可能にする条件整備</b>		
<b>男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの関係法令の周知徹底(再掲IV-9-(1)(2)(4))</b>	商工労働担当	継続
<b>就業・再就職対策の充実促進(再掲IV-9-(2)(4))</b> ・資格、技能取得などの情報提供	商工労働担当	継続

《新たな取組》

内 容	担当部署
<p>「仕事と生活の調和」の啓発促進 ( )</p>	<p>人事担当 男女共同参画担当 児童福祉担当 商工労働担当</p>
<p>男性の家事・育児・介護等への参画促進 ( )</p>	<p>高齢者福祉担当 障害者福祉担当</p>

## 施策(2) 育児環境づくり

### 《現状と課題》

少子化の進行や核家族化の増加に加え、人々の価値観が多様化する中で、地域の連帯自体が薄れており、子育てに対して不安感や負担感をもつ親が多くなっています。

家庭においては、男女が共に責任を担うことが必要ですが、これを補完あるいは支援していく社会的な取組が求められています。

このため、家庭の理解や職場の支援を促進し、子育てを社会全体で支援する環境づくりが必要です。

### 《方向性》

市民の様々なライフスタイルに対応できるよう、保育所などの施設整備やニーズに対応した特別保育(延長保育、一時保育、乳児保育など)の充実を図るとともに、子育ての不安を解消するために、親同士の交流や子育てに関する情報提供・相談体制の整備などを図りながら、社会全体で支援する環境づくりを推進します。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>母子保健サービスの充実</b>		
<b>母性保護の重要性と正しい認識のための啓発</b> ・マタニティマークの周知 ・妊娠届出時の面接相談 ・マタニティスクールの開催	母子保健担当	継続
<b>妊娠・出産期と乳幼児期の母子保健体制の充実</b> ・妊産婦、新生児、乳児期の家庭訪問・相談 ・幼児集団健診の実施 ・家庭訪問の実施	母子保健担当	継続
<b>不妊への支援</b> ・不妊治療費助成制度(一般・人工授精・特定)	母子保健担当	継続
<b>母子保健推進員による地域活動の支援強化</b> ・資質向上のための研修会実施	母子保健担当	継続
<b>妊娠・出産・子育てへの社会的支援</b>		
・妊婦健康診査受診補助 ・乳児一般健康診査受診補助 ・乳幼児精密健康診査 ・定期予防接種 ・ワクチン接種	母子保健担当	継続
・パパママ教室 ・マタニティクラス ・ベビークラス(アフターヨガ) ・立会分娩個別指導 ・マタニティヨガ ・助産師外来	市民病院	継続

<b>多様な子育て支援の充実</b>		
<b>子育てを社会全体で支援するための意識啓発の推進</b>		
・次世代育成支援対策行動計画の着実な推進	児童福祉担当	継続
・パパママを対象にしたマタニティスクールの開催 ・小学6年生と乳幼児とのふれあい体験	母子保健担当	継続
・「おんがくであそぼう」の開催 ・「0歳からのファミリーコンサート」の開催	文化振興担当	継続
・マタニティブックスタート事業	図書館	継続
<b>子育てを地域から推進するための体制整備</b>		
・地域活動組織の育成支援 ・ファミリーサポートセンターの設置	児童福祉担当	継続
<b>子育てについての相談支援体制の整備充実</b>		
・すすく相談の実施 ・育児学級の実施 ・家庭訪問・相談の実施	母子保健担当	継続
<b>多様化する保育ニーズに対応した特別保育の充実</b>		
・延長保育の拡充 ・一時保育の拡充 ・乳児保育の実施 ・障がい児保育の実施	児童福祉担当	継続
<b>病後児保育の充実</b>		
・病後保育の実施及び受け入れ促進	児童福祉担当	継続
<b>放課後の学童保育の実施</b>		
・待機児童が生じない実施体制の整備	児童福祉担当	継続
<b>児童館等の整備充実</b>		
・児童館事業の充実 ・放課後こどもプランとの連携	児童福祉担当	継続
<b>地域子育て支援センター、保育所等の整備充実の支援</b>		
・地域子育て支援センターの設置支援 ・保育所施設整備の支援	児童福祉担当	継続
<b>保育料など負担軽減のための経済的支援の実施</b>		
・既存の軽減施策の継続実施 ・保育所保育料の平準化の検討実施	児童福祉担当	継続
<b>次世代育成支援対策行動計画の推進</b>		
・次世代育成支援対策推進協議会の開催	児童福祉担当	継続

#### 《新たな取組》

内 容	担当部署
多様化する保育ニーズに対応した特別保育の充実 ( )	社会教育担当

## 施策(3) 福祉の充実と健康づくり

### 《現状と課題》

高齢者の介護は、家庭だけでなく地域でも考えていかねばならない喫緊の課題です。

こうした介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支えるシステムづくりが求められています。

また、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が地域社会で自立し、生きがいを持って生活することができるよう、福祉サービスや健康づくりのための環境整備が必要です。

### 《方向性》

介護の負担が女性だけにかからないよう、社会全体で支える介護保険制度の着実な実施や活用を図るとともに、高齢者や障害者を含むすべての人が地域社会で自立し、生きがいをもって生活できるよう支援していきます。

また、男女がともに生涯を通して健康に過ごせるよう、健康づくりの支援に努めるとともに、健康管理意識の啓発に努めます。さらに、高齢者がその豊富な知識や経験を活かし、さまざまな分野でいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりを推進します。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>保健・福祉サービスの充実</b>		
<b>寝たきりや認知症予防の推進</b>		
・生活機能評価の実施による特定高齢者の把握と通所又は訪問による介護予防事業の推進	高齢者福祉担当	継続
・健康診査・健康教育・健康相談(定例外)の実施 ・家庭訪問の実施	保健担当	継続
<b>高齢者福祉計画の推進</b>		
・計画の達成状況の点検、分析、評価	高齢者福祉担当	継続
<b>障がい福祉計画の推進</b>		
・計画の達成状況の点検、分析、評価	障がい者福祉担当	継続
<b>在宅保健福祉サービスの充実</b>		
・在宅の介護保険サービス及びこれを補完する各種生活支援サービスの提供	高齢者福祉担当	継続
・訪問健康診査の実施	保健担当	継続
<b>介護保険制度の円滑な運営</b>		
・介護保険事業計画に盛り込んだ居宅サービス及び施設サービスの提供	高齢者福祉担当	継続
<b>家族介護者への支援</b>		
・家族介護者への見舞金の支給 ・家族介護者元気回復事業の実施	高齢者福祉担当	継続
・「介護者の集い」の開催 ・「認知症家族を支える集い」の開催 ・介護者へのお便りの送付	保健担当	継続

<b>相談体制、情報提供体制の整備</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター及びサブセンターの運営</li> <li>・社会福祉協議会の「心配ごと相談」事業</li> <li>・友愛訪問員の活動支援</li> </ul>	高齢者福祉担当	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例健康相談の実施</li> <li>・随時相談(来所・電話)での対応</li> <li>・SOS 健康・情報センターからの情報発信・受信</li> </ul>	保健担当	継続
<b>民間福祉団体の育成強化</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを中心とした、育成・活動</li> </ul>	高齢者福祉担当 社会福祉担当	継続
<b>地域ネットワークづくりの促進</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者のための緊急通報体制整備事業</li> <li>・友愛訪問事業</li> </ul>	高齢者福祉担当	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会と民生児童委員協議会の協働による「ふれあいネットワークづくり運動」の実施</li> </ul>	社会福祉担当	継続
<b>心身の健康づくりの充実</b>		
<b>高齢者の社会参画の促進</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブスポーツ大会、グラウンドゴルフ大会等の行事への助成(老人クラブ及び老人クラブ連合会)</li> <li>・老人の日行事への助成(地区社協)</li> <li>・老人福祉作業所の運営</li> </ul>	高齢者福祉担当	継続
<b>シルバー人材センター事業への支援</b>	商工労働担当	継続

### 《新たな取組》

内 容	担当部署

## 重点項目 8 男女共同参画による豊かな地域社会づくり

### 施策(1) 地域活動における男女共同参画の推進

#### 《現状と課題》

暮らしやすい活力ある地域社会をつくる上で、男女の地域活動への参画は重要であり、そのためには男性の仕事優先の意識・ライフスタイルを見直すとともに、地域に残る性別による役割分担や慣習にとらわれない協力体制が必要です。

#### 《方向性》

男女の地域活動への参画を促進するため、意識啓発や情報提供を推進し、ボランティア活動やNPO(※8)活動などを支援するとともに、地域活動団体の意思決定の場への女性の参画を促進します。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>地域活動団体等への情報提供・学習機会の充実</b>		
・女性団体連絡協議会の構成団体やふるさとづくり協議会等への情報提供	男女共同参画担当 市民活動担当	継続
・社会教育団体への情報・学習機会の提供	社会教育担当	継続
<b>生涯学習ボランティアの人材養成・活用の促進</b>		
・ボランティア活動に必要な情報の提供 ・コーディネーターなどの育成 ・生涯学習ボランティア活動の促進	社会教育担当	継続
<b>ボランティア活動やNPO活動などへの支援</b>		
・市民活動団体の情報収集とガイドブック・ホームページでの情報提供 ・NPOネットワーク連絡協議会の開催 ・市民活動支援センターの設置	市民活動担当	継続
<b>地域活動団体の意思決定の場への女性の参画促進</b>	市民活動担当	継続

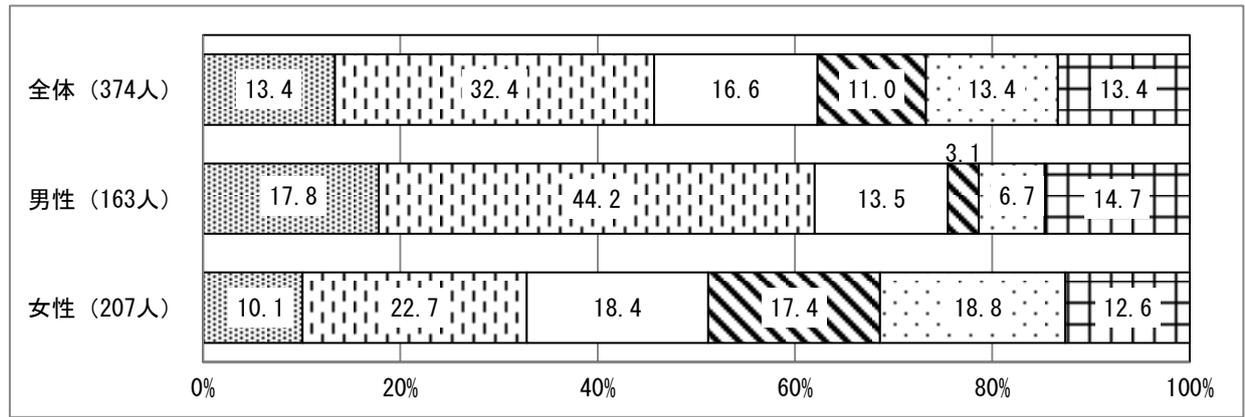
#### 《新たな取組》

内 容	担当部署

(※8)NPO:Non-Profit Organizationの略で、様々な非営利活動を行う非政府、民間の組織であり、通常民間非営利組織と呼ばれている。

**アンケート調査** 仕事と家庭生活または地域活動への現在の係わり方（山陽小野田市）

-  家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念している。
-  家庭生活または地域活動にも携わるが、あくまでも仕事を優先させている。
-  家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている。
-  仕事にも携わるが、家庭生活または地域活動を優先させている。
-  仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念している。
-  わからない・無回答



## 施策(2) 防災分野における男女共同参画の推進

### 《現状と課題》

被災時に当たり、女性のニーズへの配慮や女性の参画についての対応が十分に行われていなかったり、増大した家庭的責任が女性に集中していたりする事例が見受けられます。

これからの災害時の対応については、男女共同参画の視点を踏まえ、きめ細かい取組を進めるとともに、女性の参画を促進することが必要となります。

### 《方向性》

防災における男女共同参画を推進するため、固定的性別役割分担意識を見直すとともに、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を積極的に取り入れます。

また、被災時には、物資の提供やプライバシーの保護などで女性のニーズに配慮した取組を推進するとともに、女性に対する安全面の対策や女性専用の相談窓口の設置など、女性の声に耳を傾けながら災害対策の改善を図っていきます。

### 《新たな取組》

内 容	担当部署
防災分野における女性の参画の拡大 防災現場における男女共同参画	防災担当

## **基本目標Ⅳ 男女が働きやすい職場づくり**

就業は、人々の生活の経済的な基盤を形成する上でも、また、男女共同参画社会の実現にとっても、極めて重要な意味をもっています。

これまでに「男女雇用機会均等法」の施行などによって、法制面の整備が進められてきましたが、男女の均等な雇用機会の確保や賃金格差の解消などの課題が残されています。また、経済の低迷に伴い、雇用・就業環境が悪化する中で、貧困など生活上の困難に直面する人々も増えています。

社会環境や経済構造の変化が進む中、少子・高齢化などの進展に対応する雇用管理や労働条件の下で、男女が共に個性と能力を十分に発揮し、意欲を持って働くことのできる環境づくりを進めなければなりません。

また、農林水産業・商工業などの自営業の分野においても、女性の労働の適正な評価を促すとともに、経営への参画を支援することが必要です。

### **重点項目 9 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備**

## 重点項目 9 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備

### 施策(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

#### 《現状と課題》

女性の職場進出・職域拡大が進む中で、男女雇用機会均等法など法制上また各種支援制度の整備などにより、雇用環境の改善が進んでいますが、従来からの固定的性別役割分担意識などによって、必ずしも女性とその能力を十分発揮できる環境が実現しているとはいえません。

このため、男女が性別によって差別されることなく、個人の能力に応じた待遇が受けられるよう、男女雇用機会均等法の趣旨や内容の一層の周知が必要です。

また、女性の職業能力を高めるため、適切な職業選択を促すための意識啓発も大切です。

#### 《方向性》

男女の格差是正のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(※9)を促進し、実質的な男女の均等な機会確保を目指します。また、女性の労働条件や就業環境の改善に向けて、関係機関と連携し関係法令などの周知に努めます。

#### 《具体的取組》

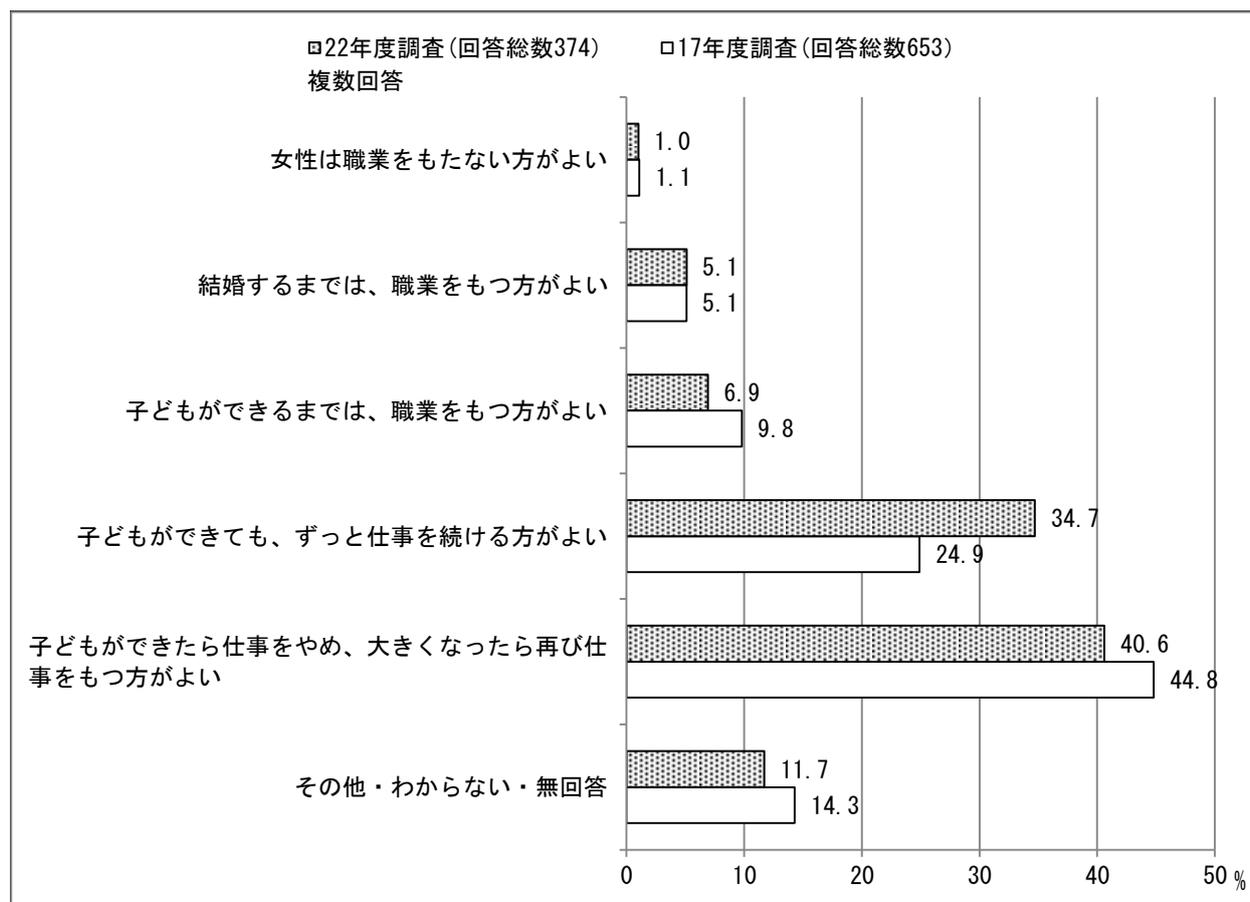
内 容	担当部署	今後の取組
雇用における男女の均等取扱いの周知	商工労働担当	継続
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの関係法令の周知徹底 (再掲Ⅲ-7-(1)、Ⅳ-9-(2)(4))	商工労働担当	継続
働く女性の妊娠・出産にかかる保護規定の啓発 ・保健センター内へポスターの掲示 ・働く妊婦への「母性健康管理指導事項連絡カード」の説明	母子保健担当	継続

#### 《新たな取組》

内 容	担当部署

(※9)積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(一部再掲): 男女間の参画の機会の格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。男女雇用機会均等法においては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置は違法でない旨が明記されるとともに、企業が実施するポジティブ・アクションに対する国の援助が盛り込まれている。

**アンケート調査** 女性が職業をもつことについて（山陽小野田市）



## 施策(2) 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

### 《現状と課題》

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困などの生活上の困難に陥る層が増加しています。特に女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、相対的貧困率が男性に比べて高くなっています。

生活上の困難に直面する男女を支援するとともに、男女共同参画を推進し、均等な機会と公正な待遇の確保、女性が働きやすい就業環境の整備等に取り組む必要があります。

### 《方向性》

関係機関等と連携し離職者、求職者等の雇用の安定確保を図るとともに、ひとり親家庭等の支援に取り組みます。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの関係法令の周知徹底（再掲 Ⅲ-7-(1)、Ⅳ-9-(1)(4)）	商工労働担当	継続
就業・再就職対策の充実促進（再掲 Ⅲ-7-(1)、Ⅳ-9-(4)） ・資格や技能取得などの情報提供	商工労働担当	継続

### 《新たな取組》

内 容	担当部署
ひとり親家庭に対する自立支援 ( )	児童福祉担当

### 施策(3) 育児・介護休業制度の普及・啓発

#### 《現状と課題》

共働き世帯が増加する中で、「男は仕事、女は家庭さらに仕事」ということでは、女性の負担はますます増加し、働く場においても、女性が責任をもって仕事をしていくことが困難となっています。

また、育児・介護休業法が制度化されながらも、実際には休業取得が困難であったり、男性の取得利用が進んでいないといった状況もみられます。このため、育児・介護休業制度の周知徹底やこれらの積極的な利用を促進することが必要です。

#### 《方向性》

仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発を推進するとともに、育児・介護休業制度を取得しやすい職場環境の整備に努めます。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>男性の家事・育児・介護等への参画促進</b> (再掲 I -3-(1)、Ⅲ-7-(1))		
・特定事業主行動計画の見直し ・男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備	人事担当	継続
・男性の家事・育児・介護等への参画啓発	人事担当 児童福祉担当 商工労働担当	継続
・次世代育成支援対策の着実な推進	児童福祉担当	継続

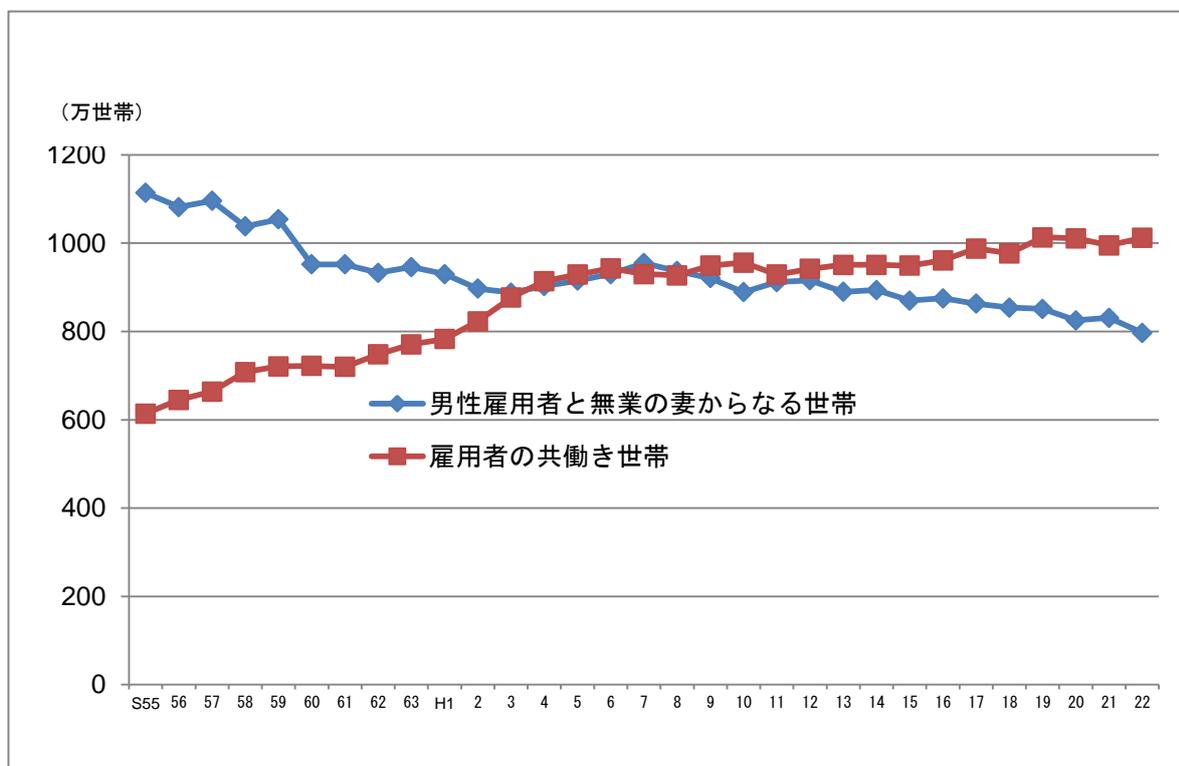
#### 《新たな取組》

内 容	担当部署

## ● 共働き等世帯数の推移

我が国は、昭和55年以降、共働き世帯数は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯数が片働き世帯数を上回っている。

平成22年(2010年)においては、共働き世帯が1,012万世帯となり、片働き世帯の797万世帯を大きく上回っている。



注1: 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月、ただし、昭和55年から昭和57年は各年3月)、14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成

2: 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。

3: 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

(資料) 男女共同参画白書 平成23年版 (内閣府)

#### 施策(4) 多様な働き方を可能にする条件整備

##### 《現状と課題》

経済・社会環境が変化する中で、企業の意識や雇用形態も大きく変化してきています。こうした中で、男女が個性豊かで自らのライフスタイルに合った働き方を選択することができ、生涯を通して充実した職業生活を送ることができる環境づくりが求められています。

このため、育児・介護などによる離職者の再就職を支援するため、職業能力の開発・向上、雇用情報の提供とともに、パートタイム労働者・派遣労働者の処遇・労働条件の改善及び在宅就労者への支援に向けて、関係機関との連携を図ることが必要です。

##### 《方向性》

育児・介護等による離職者に対する雇用情報の提供及び相談の充実を図るとともに、自己啓発への支援を行います。また、パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件などを改善するため、関係機関と連携して関係法令等の周知に努めます。

##### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの関係法令の周知徹底（再掲 Ⅲ-7-(1)、Ⅳ-9-(1)(2)）	商工労働担当	継続
就業・再就職対策の充実（再掲 Ⅲ-7-(1)、Ⅳ-9-(2)） ・資格や技能取得などの情報提供	商工労働担当	継続

##### 《新たな取組》

内 容	担当部署

## 施策(5) 農林水産業・商工業等自営業における労働環境の整備

### 《現状と課題》

農林水産業や商工業などの自営業においては、女性が仕事・生活の両面で重要な役割を果たしています。必ずしもその貢献度が十分に評価されているとはいえません。

また、農林漁業、商工団体などの役職者は圧倒的に男性が多く、経営や事業運営の方針決定などへの女性の参画は進んでいないのが実情です。

このため、女性が仕事上で貢献していることを適正に評価するとともに、経営とこれに関連する活動に対して、女性が対等なパートナーとして参画する機会を持つことが重要です。

### 《方向性》

女性の役割と貢献に対して適正な評価がなされ、経済的な自立が図られるよう、家族経営協定(※10)の普及や仕事に必要な経営知識などを習得できる機会の充実に努めます。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
農林水産業等自営業における女性の労働の適正評価の意識啓発	農林水産担当	継続
農漁業従事者に対する家族経営協定の普及	農林水産担当	継続
関係機関と連携して技術や経営管理講習の開催		
・農協・県漁協各支店などと連携した技術・経営管理講習会等の開催	農林水産担当	継続
・雇用能力開発支援センター、商工会議所等関係機関との連携による講習等の開催	商工労働担当	継続
グループ活動による女性の能力開発、異業種女性団体との交流研修の推進 ・女性団体連絡協議会主催の交流研修会の開催(講演会の開催)	男女共同参画担当	継続

### 《新たな取組》

内 容	担当部署

(※10)家族経営協定: 農業や漁業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族の話し合いにより取り決めるもの。

## **基本目標Ⅴ 国際理解を通じた男女共同参画の推進**

国際社会においては、国連を始めとして、国際的な女性の地位向上に係る様々な施策が進められてきました。諸外国では男女共同参画が大きく進展している例もありますが、我が国においては固定的性別役割分担意識の解消など多くの課題が残されています。

国際社会における男女共同参画の進展を認識するとともに、国際感覚を備えた人材を育成するなど、国際交流を通して男女共同参画社会を目指す取組を推進する必要があります。

### **重点項目10 国際交流による国際規範・基準の浸透**

## 重点項目 10 国際交流による国際規範・基準の浸透

### 施策(1) 国際理解・国際交流の推進

#### 《現状と課題》

我が国の男女共同参画は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上の動きと連動して進められてきました。特に、女子差別撤廃条約や「北京宣言及び行動要綱」の実施、「女性 2000 年会議」で採択された行動目標のさらなる前進が求められています。

男女共同参画は世界共通の課題です。市民一人ひとりが国際社会の一員としての自覚をもち、女性の地位向上に向け国際交流・協力活動に共に参画していくことが重要です。

このため、国際社会の動向を注視するとともに、国際交流を通じた国際規範・基準の浸透を図る取組をさらに推進する必要があります。

#### 《方向性》

姉妹都市との交流や国際交流団体との連携を図りながら、相互理解を促進し、国際交流の場における男女参画の推進に努めるとともに、国際交流に関する事業を通して国際規範・基準の普及啓発を図ります。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>国際理解のための学習機会の充実</b> ・外国人のための日本語教室の開催 ・韓国語・中国語教室の開催 ・世界の料理教室の開催	国際交流担当	継続
<b>外国人への情報提供</b> ・関係機関からの各種情報の提供	国際交流担当	継続
<b>姉妹都市交流の推進</b>		
・モートンベイ市への中学生派遣事業 ・レッドクリフハイスクール生徒の訪問団の受入	国際交流担当	継続
・小学校4校(高千帆・高泊・須恵・赤崎)とオーストラリアの姉妹校4校との児童作品の交換交流	学校教育担当	継続
<b>国際交流団体等への支援</b> ・ホストファミリーに対する助成	国際交流担当	継続
<b>民間交流の促進</b> ・文化・スポーツ・教育交流の助成 ・在住外国人ふれあいバスツアーの開催	国際交流担当	継続

#### 《新たな取組》

内 容	担当部署
<b>国際規範・基準の浸透を図るための普及・啓発</b> ・国際規範・基準等の周知	男女共同参画担当

## 第4章 プランの推進

### 1. プランの推進体制

このプランの推進にあたっては、市民、事業者、関係機関、行政などが一体となって取り組む必要があります。そのために、「山陽小野田市女性団体連絡協議会」の活動を中心として、関係団体との連携強化に努めます。

また、有識者や公募による委員で構成する「山陽小野田市男女共同参画審議会」を開催し、男女共同参画に関する事項について調査・審議を行い、施策に反映していきます。

### 2. 庁内の推進体制

庁内の横断組織である「山陽小野田市男女共同参画推進本部」を中心として、総合的な企画調整を図りながら各担当部署との連携を密にし、プランの着実な推進を図ります。また、職員研修や職場環境づくり等を通して、職員の意識啓発を推進します。

### 3. 国、県、関係機関、民間等との連携

男女共同参画に関する先進的な取組事例などの情報の収集・発信に努めるとともに、県・他市町との連携を深め、広域的な取組を進めます。

### 4. 進捗状況の検証

プランに基づく施策の進捗状況を的確に把握・検証し、施策の進行管理に努めます。